

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「Five Values」に基づき、株主をはじめとする様々なステークホルダー（お客様、取引先、株主、社会、従業員など）への社会的責務を果たし、中長期的な企業価値の向上を実現するため、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定し、コーポレート・ガバナンスの充実に持続的に取り組んでおります。なお、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」は当社ホームページにて公開しております。

https://www.cac-holdings.com/ir/governance_policy.html

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則3-1 サステナビリティについての取組み】

当社は、サステナビリティ経営を重要な戦略と位置づけ、2022年にサステナビリティ基本方針を制定しました。この方針のもと、「地球環境へ配慮した企業活動」「社員にとって働き甲斐のある『選ばれる』職場環境」「豊かな社会づくりへの貢献・価値提供」「社会からの信頼を得るためのコンプライアンス・リスクマネジメント・ガバナンス」の4つを軸に、マテリアリティに紐づくロードマップやKPI/KGIを設定し、事業活動を展開しています。サステナビリティ経営の考え方や進捗状況は、当社ウェブサイトにて順次開示しています。

https://www.cac-holdings.com/csr/basic_policy.html

当社グループは、サステナビリティに関する取組みを中長期的な企業価値向上に資する重要な経営課題の一つと位置づけ、2022年に代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ経営委員会」を設置しました。同委員会は原則として四半期ごとに開催され、グループ全体のサステナビリティに関する重要事項を審議し、その内容および進捗状況を取締役会へ報告し、取締役会による指示・監督を受ける体制としています。また、同委員会では、人的資本をはじめとする重要な非財務課題の進捗や課題認識について定期的に確認・議論し、その結果を事業会社への指示や具体的施策の実行につなげています。

< 人的資本や知的財産への投資等 >

当社グループは、従業員が企業価値向上を支える最も重要な資本の一つであるとの認識のもと、人的資本への投資を優先的に進めています。中期経営計画においては、人材投資として65億円超の枠を設定し、人材採用やエンゲージメント向上に加え、パフォーマンス管理や能力開発、タレントマネジメント、サクセッションプランなどに重点的な投資を行っています。とりわけ、「社員にとって働き甲斐のある『選ばれる』職場環境」をマテリアリティの一つに位置づけ、「健康的で安全な職場の提供」、「多様な価値観が尊重されるダイバーシティ&インクルージョンの実現」、「人材育成の仕組みの構築と実行」をKPIの中心に据え、継続的な改善に取り組んでいます。

< 気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響 >

当社グループは、環境負荷の低減やエネルギー効率化に取り組みつつ、IT技術を活用した持続可能な社会の実現を推進しています。

気候変動への対応に関しては、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言の趣旨を理解し、その対応について検討を継続していますが、当社の事業活動による気候関連リスクや機会の影響は現時点では限定的であると認識しています。このため、今年度もTCFD提言に基づく開示は当面見送り、「エクスプレイン」として対応を継続いたします。なお、グループとしてはすでに環境方針を策定し、法令遵守と事業全体での環境負荷低減に努めており、今後も事業環境の変化を踏まえ、TCFD提言への対応方針を適宜見直してまいります。

開示の基礎とする情報収集は2022年より開始しており、当社ホームページ「環境への取り組み」(<https://www.cac-holdings.com/csr/environment.html>)にて、順次拡充してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

戦略上の重要性、取引先との関係強化等を総合的に勘案し、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断した場合に、その株式を保有することがあります。

また、その保有目的や経済合理性について、取締役会において毎年検討し、保有が必要最低限になるよう努めます。検討の結果、2025年度に一部保有株式を売却いたしました。また、2026年12月末日までに政策保有株式を純資産比20%未満に圧縮することを目指します。

2. 議決権の行使

政策保有株式の議決権行使については、投資先の中長期的な企業価値向上、株主還元姿勢、コーポレート・ガバナンス、社会的責務及び当社保有目的との適合性の観点から判断します。当社が特に着目する項目は以下のものが含まれます。

- (1)重要な資産の譲渡
- (2)合併又は完全子会社等による株式の異動
- (3)債務超過等、業績不振企業が実施する役員退職慰労金の贈呈
- (4)有利発行による第三者割当増資
- (5)一定期間連続での業績赤字
- (6)コーポレートガバナンスに関する整備状況

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社取締役は、当社の競業取引を行う場合及び利益相反取引を行う場合には、社内規程に基づき取締役会の承認を得ることとし、取引後は取引の内容を報告することとしています。

また、当該関連当事者との取引については、法令や規則に従って開示します。

【原則2 - 4 . 女性の活躍促進を含む社内での多様性の確保】

補充原則2 - 4

CACグループは、社員一人ひとりの多様な考えや価値観を尊重し、個々の能力を最大限に発揮できるインクルーシブな企業風土こそが、変化し続ける環境に適応し、イノベーションを生み出す基盤になると考え、ダイバーシティ&インクルージョン(D&I)を積極的に推進しています。2030年の目標の一つとして、意思決定層の多様化を掲げ、CAC Holdings、シーエーシー、アークシステムの3社で女性役員比率30%、女性役職者比率30%を目指していますが2026年3月末時点では、女性役員比率15.6%、女性役職者比率は18.9%にとどまっています。D&Iのロードマップや女性役員、女性役職者登用に関する具体的な目標や現状については、当社ウェブサイトをご覧ください。 <https://www.cac-holdings.com/csr/diversity-and-inclusion.html>

さらに、女性役職者の継続的な増加に向け、2023年から経営幹部候補育成プログラムの一環として「女性役職者コミュニティ(勉強会)」を立ち上げ、経営視点を養い、経営層への報告を通じて上位役職への登用機会を広げています。本コミュニティは、女性活躍推進と女性役職者育成を目的としたポジティブアクションとして位置づけており、「CAC Vision 2030」で掲げる女性役員・女性役職者比率30%の達成に向けたパイプライン強化を図るものです。2025年度は「実践期」として、ロールモデルづくりやキャリアアップ支援、風土醸成等のテーマで社内報連載やテーマ別検討会の試行など具体施策の実行に着手し、その成果を管理職層へ共有することで、上司層を巻き込んだ全社的なD&I推進の波及を図っています。また、制度整備に加えて、意識の醸成にも注力しており、将来の女性役職候補者を対象とした「グループメンタリング」も実施しています。女性管理職がメンターとなり、役職登用を期待される女性との継続的な対話を通じて、キャリア形成における課題や悩みの解消を支援しています。

外国籍社員については、グループ全体で役員比率は23.8%、役職者比率は28.6%となっており、既に一定のダイバーシティが確保されていると考えており、特定の目標は設定していません。

今後も、社員一人ひとりが最大限の能力を発揮できる職場環境づくりに取り組み、意欲と能力のある人材の成長を支援するとともに、意思決定層の多様化をさらに加速していく方針であります。

【原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

グループの主要事業会社である株式会社シーエーシーは、確定給付年金を持っており、外部の専門機関を用いて積立金の運用を行っています。その運用については、同基金の判断にゆだねられますが、母体企業として、企業年金の運用が従業員の資産形成や自らの財政状態に影響を与えることを十分認識し、人事部内に運用担当者を置き、企業年金がアセットオーナーとして期待される機能を実効的に発揮できるように、委託先に対して適切なポートフォリオの指示を行っております。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

当社は、法令、規則に基づく開示に加え、意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するため、積極的な情報開示を行います。

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループの企業理念、「CAC Vision 2030」及び「Five Values」のもと、中長期的に目指す姿及び中期経営戦略を策定して、有価証券報告書等に概要を開示しています。

「グループ企業理念」

「世界をフィールドに先進のICTをもって新しい価値を創造する」

私たちの使命。それは、先進のICTで新しい価値を創造し続けること。グローバルゼーションや多様化する価値観から生まれる市場のニーズを汲み取り、私たちの生み出す新たなサービスで世界を変えていく。

それが、CACグループの存在意義です。

「CAC Vision 2030」

「テクノロジーとアイデアで、社会にポジティブなインパクトを与え続ける企業グループへ」

「Five Values」

Creativity 既成概念に囚われないアイデアや発想を大切にす

Humanity 人間性を重視し、人間らしく生きる

Challenge 失敗を恐れずに、挑み続ける

Respect 相手を尊重し、常に感謝の気持ちを忘れない

Pride 仲間と自らの努力を信じ、社会に誇れる仕事をする

なお、グループ企業理念、CAC Vision 2030及びFive Valuesは当社ホームページにも公開しております。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」及び「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に記載のとおりです。

3. 経営陣幹部・取締役の報酬決定

当社は、任意の機関として社外役員を委員長とし、外部有識者等で構成された報酬委員会を設置しています。その目的は、公正性、透明性、客観性をもって取締役の報酬を決定するとともに、取締役等の報酬に関する妥当性を審議することにあります。

当該委員会により、取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。更に、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、2019年3月27日開催の第53回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬を導入いたしました。なお、役員の報酬の詳細については、有価証券報告書の第4【提出会社の状況】4【コーポレート・ガバナンスの状況等】(4)【役員の報酬等】に記載しております。

4. 経営陣幹部選任、取締役・監査役候補指名

1) 方針

取締役候補指名及び監査役候補指名については、性別、年齢及び国籍の区別なく、取締役会における役割・責務を果たすための知識・経験・能力を備えた適任者を指名・選任する方針です。

また、監査役候補指名については、上記の他に財務・会計・法務に関する知見を加え、適任者を総合的に検討しています。

2) 手続

取締役・経営陣の選任・解任については、取締役会が公正で透明性の高い方法で実行しています。

5. 個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役の各候補者及び経歴等については、有価証券報告書の第4【提出会社の状況】4【コーポレート・ガバナンスの状況】(2)【役員】の状況に記載しています。

【原則4 - 1 . 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4 - 1

取締役会が決議する事項と経営陣に委任する事項は、法令の定めに加えて、項目、金額基準、決裁方法等を定款・規程等で明確に定めております。

補充原則4 - 1

当社は、後継者の計画を重要な問題と考えており、経営理念及び経営戦略を踏まえたうえで、指名委員会において透明性・公平性の高い後継者指名を行える体制を構築しております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役は、会社法及び証券取引所の要件に加え、当社が定める「独立役員の独立性判断基準」に従い、指名委員会の諮問を経て取締役会において選任しています。https://www.cac-holdings.com/ir/pdf/governance/governance_ex_independent.pdf

【原則4 - 10 . 任意の仕組みの活用】

補充原則4 - 10

当社では、独立社外取締役を7名中4名選任しており、取締役会の過半数に達しております。独立社外取締役は、豊富な経験や知見を活かし、社外や株主の視点から、会社や株主共同の利益を高めるよう、取締役の業務執行に対する監督や意見等を行っております。

取締役の報酬に関しては、妥当性を審議するため、報酬委員会を設置しており、諮問を経ることとしております。その構成は、委員長が独立社外監査役、委員が独立社外取締役1名、社内取締役2名、アドバイザーとして社外の有識者1名を加え、透明性と客観性を確保した組織となっております。

また、取締役の指名に関しては、指名委員会を設置し、諮問を経ることとしております。その構成は、委員長が独立社外取締役、委員が独立社外監査役1名、社内取締役2名としております。

【原則4 - 11 . 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4 - 11

当社の取締役会は、取締役が7名、監査役は4名(うち、独立役員6名)で構成しております。社外取締役は2名以上かつ1/3以上とすることを基本的な考え方としております。社外監査役は監査役の半数以上としております。

社内取締役は、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ適切に選任しております。社外取締役及び社外監査役には企業経営の経験や高い専門性を有する人材を選任するなどして、事業の競争力を伸ばしながら、健全で持続可能な成長が図れるよう、監督的な立場である社外役員の知識・経験のバランスには十分配慮しております。

なお、取締役の経歴や選定理由については、有価証券報告書の第4【提出会社の状況】4【コーポレート・ガバナンスの状況】(2)【役員の状況】に記載しています。

また、スキルセットは末尾に記載しております。

補充原則4 - 11

有価証券報告書及び株主総会参考書類において、取締役・監査役の主な兼務状況を開示しております。なお、取締役・監査役はいずれも適切に職務を果たしております。

補充原則4 - 11

取締役会は、その実効性について分析・評価を行います。2025年の取締役会の実効性については、改善点の指摘はあったものの、全体として実効的に機能し、改善されていることを確認しました。

(1)取締役会は毎月1回定例で開催しているほか、必要に応じて随時開催をしており、開催頻度と開催曜日・時間等の観点から適切であるとの評価を受けました。

(2)取締役会の審議の活性化に向けて、審議資料の早期発送や事前説明の活用などの指摘を受け、事前説明に関連するルールの明確化を進めることにいたしました。

(3)中期経営計画に関する議論をより充実させるべきとの指摘を受け、年間アジェンダで検討機会を設定するよういたしました。

(4)グループとしてのガバナンスやリスクマネジメントに関し、M&Aによって新たにグループに参加した会社への統制について効果的な統制を図るよう指摘を受けました。

【原則4 - 14 . 取締役・監査役のトレーニング】補充原則4 - 14

当社は、取締役・監査役がその役割・責務を適切に果たすためのトレーニング・情報提供の機会を拡充するため、2025年より役員向けのトレーニングを提供する団体に加入しています。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、当社が相当と考える範囲で株主・投資家の皆様との建設的な対話を促進しております。

情報開示につきましては、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所適時開示規則等に沿って適時かつ公平な情報開示を行うことに加え、これら規則に該当しない事項であっても投資判断に有益な情報について積極的に開示してまいります。

また、株主・投資家との対話の機会として、代表取締役社長による決算説明会を実施しているほか、国内外の機関投資家やアナリストとの面談等には主に代表取締役社長、CFO、財務戦略部が対応しております。対話において得られた株主・投資家の見解や評価は定期的に取締役会等へ報告し、経営施策や開示資料充実等に反映させております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容 更新	取組みの開示(アップデート)
英文開示の有無 更新	有り
アップデート日付 更新	2026年2月13日

該当項目に関する説明 更新

1. 現状分析 当社は、収益性および資本効率の向上に継続的に取り組んでまいりました。その結果、2025年12月期のPBR(株価純資産倍率)は1.0倍へと改善し、前期比で0.2倍の上昇を実現いたしました。しかしながら、当社はPBR1.0倍に留まることなく、より高い水準を目指すべく考えております。今後も「収益性」と「資本効率」のさらなる向上を重要な課題として、下記の通り具体的な施策を推進してまいります。

2. 改善に向けた方針及び取組み

以下の施策に取り組むことでPBRのさらなる向上を目指してまいります。

(1) 収益性改善

AI Transformation、新規事業の創出・発展等による高付加価値化を通じた、収益性の向上

(2) 資本効率改善

政策保有株式の圧縮やレバレッジ活用を通じた、資本効率の改善。

(3) 対話をふまえた取組みのアップデート

投資家とマネジメントの対話機会を増やし、個人投資家向けIR施策や情報開示を充実させることで、中長期的な方針の発信を強化してまいりま

す。また、中長期視点での独自 KPI 適用・発信に取り組みます。

本対応の詳細につきましては、2026年2月13日に公表した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について（アップデート）」をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

10%以上20%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社小学館	3,102,200	17.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,491,700	8.53
CAC社員持株会	526,728	3.01
株式会社三井住友銀行	484,000	2.77
光通信KK投資事業有限責任組合	426,100	2.44
住友不動産株式会社	395,500	2.26
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	370,000	2.12
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	356,700	2.04
BNY M&A AGT / CLTS NON TREATY JASDEC (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	316,025	1.81
株式会社巴コーポレーション	300,600	1.72

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 **更新**

当社は2025年12月末日時点で自己株式3,063,119株を保有しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場子会社としてインドのボンベイ証券取引所及びナショナル証券取引所に上場している、Inspirsys Solutions Limited (旧商号: Accel Frontline Limited) を有しております。当社のM&Aを活用した成長戦略により子会社化した企業であり、同社の従業員へのインセンティブ等の観点から上場を維持することが当社及び同社の株主の利益になると考え、上場を継続しているものです。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
松尾美香	他の会社の出身者													
大槻友紀	その他													
渡邊龍男	他の会社の出身者													
原田達也	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松尾美香		該当事項はございません。	人事部門を担当する経営者としてのご経験を豊富に有されており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを提供し、適切な役割を果たしているため。 なお、一般株主と利益相反が生ずるおそれがなく、かつ、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に抵触する事実はないと判断しております。
大槻友紀		該当事項はございません。	産業医として職場環境の整備、メンタルヘルス対策等に関するご経験を豊富に有されており、健康経営の推進への助言をいただいているほか、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを提供し、適切な役割を果たしているため。 なお、一般株主と利益相反が生ずるおそれがなく、かつ、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に抵触する事実はないと判断しております。
渡邊龍男		該当事項はございません。	長年企業経営等のご経験を豊富に有されており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを提供し、適切な役割を果たしているため。 なお、一般株主と利益相反が生ずるおそれなく、かつ、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に抵触する事実はないと判断しております。
原田達也		該当事項はございません。	先端技術の専門家としての高い見識を基に、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを提供し、適切な役割を果たしているため。 なお、一般株主と利益相反が生ずるおそれなく、かつ、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に抵触する事実はないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名委員会	4	0	2	1	0	1	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬委員会	4	0	2	1	0	1	その他

補足説明

- ・役員の報酬に関する妥当性を審議するため社外役員を委員長とする報酬委員会を設置しており、諮問を経ることとしています。
- ・取締役の指名に関する妥当性を審議するため社外役員を委員長とする指名委員会を設置しており、諮問を経ることとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人による監査については、太陽有限責任監査法人との間で、会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結し、同監査法人が監査を実施しております。監査役と会計監査人は、相互に連携を密にして、監査役が業務監査で知り得た情報を会計監査人へ伝え、会計監査人からは会計監査に関する情報の提供を受け、監査の質の向上及び効率化ならびにコーポレートガバナンスの充実・強化への寄与を図っております。

内部監査については、内部統制室が行っております。内部統制室は、主に金融商品取引法に基づく内部統制の整備状況及び運用状況の適切性に係る監査を行っております。監査役と内部統制室の連携は、監査計画策定時に監査役との間で監査内容を調整し、重複しないように監査計画を策定するとともに、監査時において定期的に監査役と会合をもち、監査内容及び指摘・提言事項等につき、相互に検討・意見交換を行い、密接な連携を図っております。監査結果は定期的に代表取締役へ報告され、情報の共有を図っております。また、会計監査人と内部統制室の連携は、定期的な会合をもち、当社を含む当社グループの全社統制及び全社統制の決算財務報告プロセスに係る監査結果の共有を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
本多広和	弁護士													
石野雄一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本多広和		該当事項はございません	主として弁護士としての見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための意見やアドバイスをいただいているため。なお、一般株主と利益相反が生ずるおそれがなく、かつ、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に抵触する事実はないと判断しております。
石野雄一		該当事項はございません。	主に経営者及び財務コンサルティング業務の専門家としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを提供し、適切な役割を果たしていただいているため。なお、一般株主と利益相反が生ずるおそれがなく、かつ、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に抵触する事実はないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	6名
--------	----

その他独立役員に関する事項

- ・当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
- ・独立役員は、会社法・証券取引所の要件に加え、当社が定める「独立役員の独立性判断基準」に従い選任することとしております。当該基準は当社ホームページにて掲載しております。
- ・当社と社外役員の兼職先との取引に関し、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがない軽微な取引と判断する基準として、1事業年度100万円以下の場合と定めております。したがって、当該軽微基準の範囲内の取引については記載を省略しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、社外役員を委員長とする報酬委員会に諮り、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。また、2019年3月27日開催の第53回定時株主総会において、当社の中長期的な企業価値向上を図るインセンティブを与えるという上記の目的に加え、株主との一層の価値共有を進めることも目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。その報酬総額は社外取締役を除く当社取締役に対し年額500万円以内、株式の総数は、年5万株以内としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、取締役の報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3 - 1. 情報開示の充実】3. 経営陣幹部・取締役の報酬決定に記載のとおりです。なお、2019年3月27日開催の第53回定時株主総会において譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しており、その概要は【インセンティブ関係】該当項目に関する補足説明に記載のとおりです。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会における充実した議論に資するため、取締役会の議題の内容等につき、予め取締役会事務局より報告することとしております。社外取締役については、特段のサポート体制はなく、社外監査役については監査役スタッフ1名が、適宜、サポートを行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
島田俊夫	特別顧問	公的団体等での対外活動を通じた 当社のプレゼンスの向上	常勤、報酬有	2019/3/27	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項 更新

島田俊夫氏は2026年3月末日に当社特別顧問を退任する予定です。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【取締役会】

取締役会は、迅速且つ的確な経営判断を可能とするため、社内取締役3名(男性3名)、社外取締役4名(女性2名)の計7名で構成しております。毎月1回定期に、必要に応じて臨時に開催され、重要事項は全て付議され業務執行状況についても随時報告されております。

【監査役及び監査役会】

監査役は、取締役会はもとより経営会議へも積極的に参加し、取締役の業務執行を十分に監視できる体制となっております。なお、監査役会は、社内監査役2名(男性2名)、社外監査役2名(男性2名)の計4名で構成しており、毎月1回定期に、必要に応じて臨時に開催され、取締役会の意思決定及び各取締役の業務執行の妥当性・適正性を確保するための協議を行っております。

なお、当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役ともに会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

【報酬委員会】

当社では、取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会にて各取締役の役割、貢献度を総合的に評価し、各取締役の報酬等を決定しております。取締役等の報酬に関する妥当性を審議するため、社外監査役である石野雄一氏を委員長とする報酬委員会を設置しており、諮問を経ることとしております。

【指名委員会】

当社では、取締役及び監査役の選任及び解任に関する株主総会の議案の内容について、指名に関する妥当性を審議するため、社外取締役である松尾美香氏を委員長とする指名委員会を設置しており、諮問を経ることとしております。

【経営会議】

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを補完するために、意思決定機関として経営会議を設置しております。

経営会議は、当社グループ全体の重要な業務執行に関する審議・決裁等を行う機関であり、代表取締役社長及び代表取締役社長が指名する者で構成されております。原則として毎月2回定期的に、必要に応じて臨時に開催され、機動的な業務執行を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社の形態を採用しておりますが、監査役機能と併せ、社外取締役の登用により取締役会の機能を強化し、経営に対する監督機能の更なる充実を図ることが合理的と判断し、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会の集中する日を避け、実務的に実施可能な日の開催に努めています。
電磁的方法による議決権の行使	2016年3月24日に開催した当社第50回定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使ができるようにいたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2016年3月24日に開催した当社第50回定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームの利用を始めました。
招集通知(要約)の英文での提供	2016年3月24日に開催した当社第50回定時株主総会より、株主総会招集通知の英訳版(要約)の提供を始めました。
その他	当社ホームページにて株主総会招集通知を掲載しております。 2026年3月26日に開催した第60回定時株主総会の招集通知は同年3月10日に発送いたしました。なお、招集通知及び英訳データを当社ホームページ及び株式会社東京証券取引所にて同年3月4日より掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期および通期決算発表時に説明会を開催しております。開催後は、説明会動画、資料、質疑応答内容について当社ホームページに掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに以下を掲載しております。 ・決算情報(決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料および質疑応答、決算説明会動画、最新の財務データ等) ・株主総会の招集通知 ・統合報告書 ・その他の適時開示資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務戦略部IRグループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーについては「サステナビリティ基本方針」に明記されております。従業員については「就業規則」に定められております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR活動及びサステナビリティ基本方針について、ホームページ上で公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「広報・広告規程」に定められております。また、個人情報について「個人情報保護方針」を制定してホームページ上で公開しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

コンプライアンス(法令遵守)については、弁護士、公認会計士等の社外の専門家と密接な関係をもちつつ、経営に十分なコントロール機能が働く体制となっております。また、法務コンプライアンス担当部門を中心として、当社のコンプライアンスの基準である「コンプライアンスマニュアル」を全従業員に徹底し、法令違反の未然防止に努めております。また、違反や損失を招く危険性のある事象が発見された場合の社内通報制度を設け、業務執行の適正性をサポートする体制を整備しております。リスクの管理についての基本方針として、「事業リスクマネジメント要綱」を制定し、基本理念及び行動指針、管理すべきリスク、推進体制を明確に定めております。さらに、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制システムの整備・運用の基本方針」を制定し、体制の整備・充実に努めております。

また、企業集団における業務の適正を確保するため、グループコンプライアンスマニュアルや関係会社管理規程を定めております。また、株主権の適切な行使に加えて関係会社管理統括部門によるグループの経営管理を行うことで、企業集団の業務執行の適正と監督機能の実効性を確保しております。

参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力排除へ向けた基本的な考え方として、社会の秩序や安全に脅威を与える勢力又は団体とは一切関係を持たず、さらにこれらの勢力や団体からの要求を断固拒否し、これらと関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないことを基本方針とします。当社は従来より法務コンプライアンス担当部門を中心として、情報の管理、警察等の外部機関や関連団体との信頼関係の構築に努めてきており、引き続き反社会的勢力排除のための体制整備の強化を推進してまいります。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

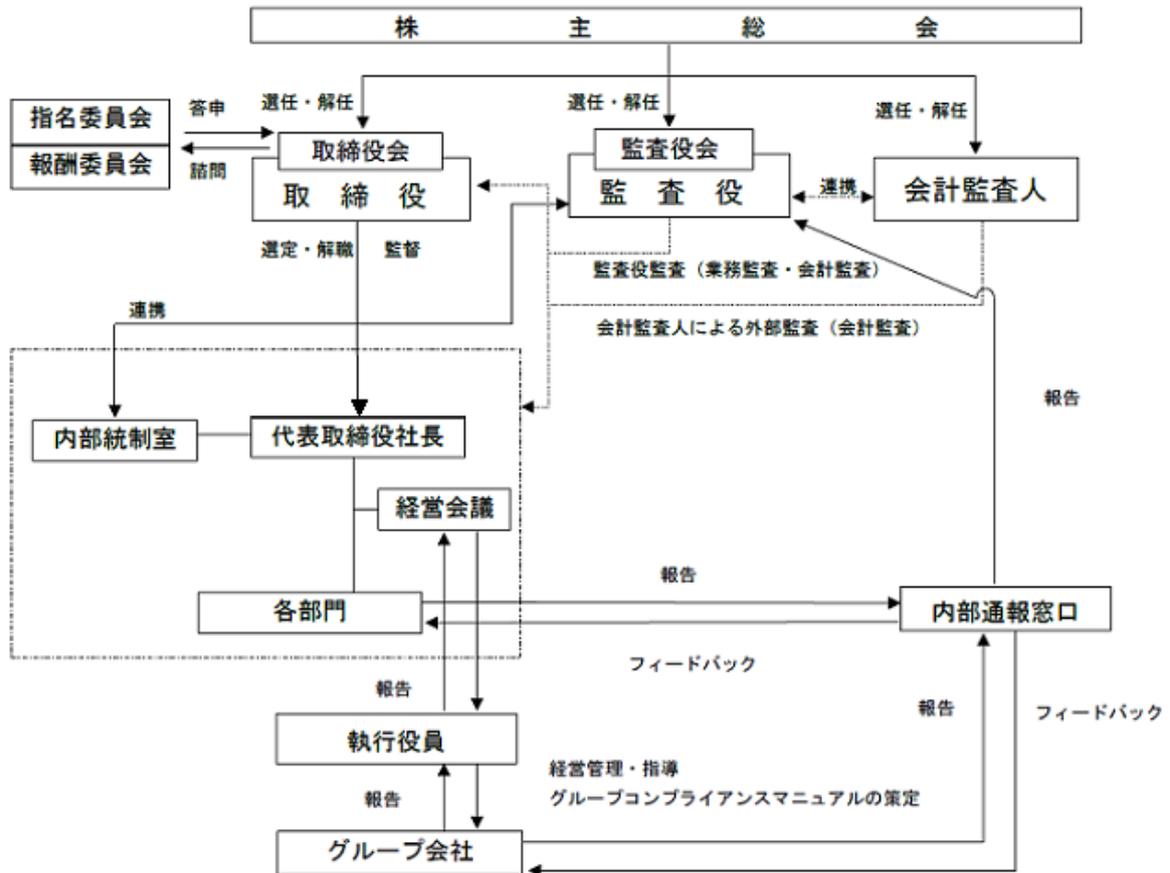
買収への対応方針の導入の有無	あり
----------------	----

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

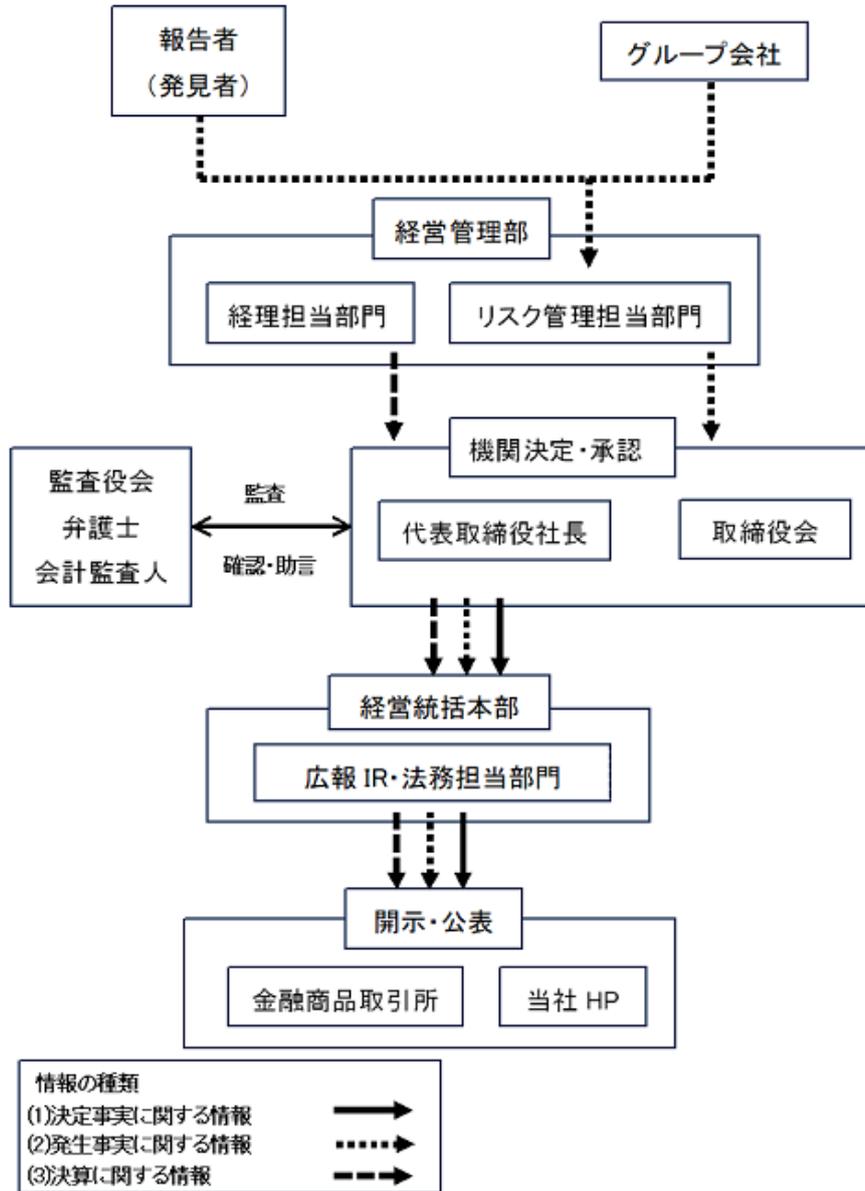
大規模買付行為に際し、株主に対して十分な情報が提供されることを確保し、不適切な買収を防止し、且つ、企業価値の向上に資することを目的として、2026年3月26日開催の当社第60回定時株主総会において、大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の更新につき、承認決議されました。本対応方針は、特定株主グループの有する議決権割合を20%以上とする買付行為を為そうとする者に、情報提供及び検討期間中の待機を義務付け、これが遵守されない場合に取締役会が、特別委員会の諮問を経たうえで、新株予約権の無償割当等の対抗措置を発動するものです。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜当社ガバナンスの基本構造と経営執行体制＞



〈情報開示の業務フロー〉



スキルセット

氏名	企業経営	ファイナンス	法務/リスク/ガバナンス	IT/技術動向/製品	グローバル経験	人事/人材育成/健康経営	社会/環境/サステナビリティ	事業開発/営業/マーケティング
西森 良太	●			●	●	●	●	●
酒匂 明彦	●				●	●	●	●
佐別當 宏友	●			●				●
松尾 美香					●	●	●	
大槻 友紀						●	●	
渡邊 龍男	●	●	●					
原田 達也				●				
川真田 一幾				●				●
丹野 伸寿						●		●
本多 広和			●		●			
石野 雄一	●	●			●			●